

副本

昭和六十二年(附)第三九六号

控訴人 ローレンス・レベタ

被控訴人 国

昭和六十二年一〇月二六日

被控訴人指定代理人

遠山 廣



吉村 剛



東京高等裁判所第一七民事部 御中

準備書面 (一)

東京法務局

一 控訴人の昭和六十二年九月九日付け準備書面第二項ノの求釈明について
 傍聴人に法廷内においてメモを取ることが禁止されている根拠につい
 ては、被控訴人原審昭和六〇年七月一二日付け準備書面(一)第一項ノない
 し々において主張したとおりである。

二 同2ないし々の求釈明について
 同2の求釈明については、被控訴人原審昭和六〇年一二月一二日付け
 準備書面(一)第三項において主張しているとおりであり、その余の求釈明
 については、釈明の要なしと史料する。